

日本レーザー歯学会認定医制度規則

第1章 総 則

- 第 1 条 本制度は、レーザー歯学とその関連領域の専門知識と経験を有する日本レーザー歯学会認定医（以下「認定医」という）を育成することにより、歯科医療の発展と向上を図り、歯科保健の充実と増進に寄与することを目的とする。
- 第 2 条 前条の目的を達成するため日本レーザー歯学会（以下「学会」という）は、日本レーザー歯学会指導医（以下「指導医」という）および認定医を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。
- 第 3 条 学会は、本制度の実施運営するため認定医委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2章 認定医委員会

- 第 4 条（業務） 委員会は、認定医の資格、指導医の資格、研修施設等の適否を審査し、理事会に報告する。また認定研修課程の基準作成にあたりとともに、認定医試験問題作成ならびに認定医試験を行う（施行細則）。
- (1) 委員会は 10 名程度で構成する。
 - (2) 前項の委員は、理事および評議員で、指導医もしくはこれと同等以上であると委員会で認められたものでなければならない。
 - (3) 委員会の委員（以下「認定委員」という）の任免は、理事会の議を経て理事長が行い、委員長は理事会の議を経て理事長が、副委員長は委員長が指名する。
 - (4) 認定委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 認定医研修施設（研修施設）

- 第 5 条 認定医研修施設（以下「研修施設」という）は、レーザー歯学に関する診断と治療のための医療技能およびレーザー防護に関する知識を修得させるとともに、他科からの要請に応じて適切な助言ないし指示を与える能力の養成を目的として設置する。
- 第 6 条 研修施設の指定を申請する指導医は、施設の内容を学会に申告して審査を受けなければならない。（12 号様式）
- 第 7 条 研修施設は、次の各号を満たすものでなければならない。
- (1) レーザー歯学に関連する教育・研修が行われること。
 - (2) 指導医が常勤していること。
- （要件）
- 第 8 条 認定研修は、次の各号を満たすものでなければならない。
- (1) 研修内容が委員会の指定するものであること。指定の内容については施行細則に定める。
 - (2) 研修施設における認定研修は、所定の課程に基づき 2 年以上とする。

第4章 認定医資格

- 第 9 条 認定医資格を申請する者は、次の各号をすべて満たしていなければならない。ただし、委員会の推薦を経て、理事会で承認を受けた者はこの限りでない。
- (1) 日本国歯科医師免許を有すること。
 - (2) 申請時に入会日から継続して 3 年以上の学会会員歴を有するものであること。ただし、研修施設に所属する者は入会日から継続して 2 年以上の学会会員歴を有するものであること。
 - (3) 学会で 1 回以上演者として学術発表を行った者。
 - (4) 研究論文を 1 編以上日本レーザー歯学会雑誌に発表した者。（共同著者可）
 - (5) 50 単位以上の研修単位（施行細則）を修得した者。
ただし施行細則第 9 条 (1) にかかわる研修単位は 25 単位以上であること。
 - (6) 委員会による筆答試験および口頭試問を受け、合格の判定を得た者。

(資格の申請)

第 10 条 認定医資格を申請する者は、認定申請料および審査料を添え、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医申請書 (1号様式)
- (2) 履歴書 (2号様式)
- (3) 日本レーザー歯学会会員歴証明書 (3号様式)
- (4) 業績目録 (4, 5号様式)
- (5) 指導医の発行する研修証明書 (7号様式)
- (6) 歯科医師免許証 (複写)

(登録)

第 11 条 認定医の認証を受けた者は、学会に登録申請 (11号様式) を行わなければならない。

第 5 章 指導医資格および業務

第 12 条 指導医の資格を申請する者は、レーザー歯学に関する深い知識と経験を有し、次の各号のいずれかを満たす認定医でなければならない。

- (1) 10年以上の認定医歴を有し、その間レーザー歯学会誌に研究論文1編以上を発表した者。
- (2) 5年以上の認定医歴を有し、その間レーザー歯学会誌に研究論文2編以上を発表した者。
- (3) 委員会の推薦を経て理事会で、(1)(2)と同等以上の資格があると認められた者。

第 13 条 指導医の資格を申請する者は、認定申請料および審査料を添え、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書 (6号様式)
- (2) 履歴書 (2号様式)
- (3) 日本レーザー歯学会会員歴証明書 (3号様式)
- (4) 日本レーザー歯学会認定医歴証明書 (8号様式)
- (5) レーザー歯学に関する業績目録 (5号様式)

第 14 条 指導医の認証を受けた者は、学会に登録申請 (11号様式) を行わなければならない。

第 15 条 指導医は、以下の業務を行う。

- (1) 認定研修施設における研修課程作成への参画
- (2) 認定医ならびに認定医資格取得希望者の指導
- (3) 研修単位の認定
- (4) 研修施設の指定ならびに更新の申請
- (5) その他認定研修に必要な事項

第 6 章 資格の更新

第 16 条 認定医の認定期間は5年間とし、引き続き認定を希望する者は5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

2. 認定の更新をする者は、別に定める認定医研修の単位を満たさなければならない。(施行細則第9条)

第 17 条 指導医の資格更新は認定医の更新がなされた時に更新される。

2. 指導医の認定医資格更新に際しては、所定の用紙を用いなければならない。(10号様式)

第 18 条 研修施設は、10年ごとに指定の更新を受けなければならない。

第 7 章 認定医、指導医および研修施設の資格喪失

第 19 条 認定医および指導医は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の議を経てその資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科医師免許を喪失したとき。
- (3) 学会会員の資格を喪失したとき。
- (4) 認定医の資格更新の手続きを行わなかったとき。
- (5) 学会が認定医もしくは指導医として不適格と認めたとき。

第 20 条 認定医もしくは指導医の資格を喪失した場合であっても、喪失の事由が消滅したときは、再びその資格を申請することができる。

前条（4）に該当した者は、喪失の1年以内であれば更新遅滞理由書を付して更新審査の請求をすることができる。

第 21 条 研修施設に常勤の指導医が不在の場合は、研修施設としての認定を喪失する。

第9章 補 則

第 22 条 学会会員は、委員会の決定に関する異議は書面をもって学会理事会に申し立てることができる。

第 23 条 この規則を変更する場合は、理事会の議を経て、理事会、評議員会および総会の承認を必要とする。

第 24 条 この規則の施行について必要な事項は、委員会の議を経て理事会が別に定める。

付 則

1. この制度規則は2001年4月1日に制定し、この日をもって施行する。
2. この制度規則は2003年11月27日に改正し、この日をもって施行する。
3. この制度規則は2010年11月13日に改正し、この日をもって施行する。